

## 取調べの録画の際の撮影方向等についての意見書

2011年(平成23年)12月15日

日本弁護士連合会

### 意見の趣旨

当連合会は、取調べの録画の際の撮影方向等について、被疑者を正面から撮影するという現在一般的に行われているやり方だけでなく、画像の一部は、取調官を正面から撮影する、又は被疑者と取調官を横から撮影するなど、心理学の知見も踏まえ、異なる撮影方向から録画を行うよう求める。

### 意見の理由

#### 1 はじめに

被疑者の取調べの録画については、裁判員裁判対象事件についての本格実施のほか、2011年(平成23年)4月以降、法務大臣の指示を受けて、その範囲を拡大し、検察庁において、特別捜査部、特別刑事部の独自捜査事件や、知的障がいによりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等について、さまざまな試行が行われているところである。裁判員裁判対象事件についても、従来より録画の範囲を拡げ、原則として全件について録画を行うこととし、否認事件についても、弁解を尽くさせるところを録画することとなっている。法制審議会の新時代の刑事司法制度特別部会においては、これらの検証結果を踏まえ、取調べの可視化の法制化を含めた検討が行われることとされている。

#### 2 取調べの録画の方法について

現在行われている取調べの録画は、一般的に、被疑者のみを正面から撮影し、そのアップの画像といわゆる「引き」の画像(被疑者の正面でカメラを引いて部屋全体を撮影することとしているが、取調官については後ろ姿のみが映っている。)とが同一の画面に同時に映るものとなっている。

当連合会は、2006年(平成18年)6月18日、被疑者の取調べの録画の「試行」が行われることとなった際、試行対象や録画の方法について検事総長に対し申入れを行った。このうち、録画の方法については、「取調官及び被疑者双方の発言が、確実に録音されるようにすること」、「録画・録音の年月日時分秒が自動的に記録されるようにすること」、「録画・録音の内容は、複数の記録媒体に同時に記録し、うち一本は録画・録音終了と同時に封印するものとする事」、「被疑者に録画・録音の開始、中断及び終了が告知されること」、「録画・

録音装置は、被疑者に心理的な圧迫を与えない大きさ、形状、設置位置とするように工夫すること」といった要望を行い、これらは、検察庁、そしてその後警察においても、録画方法として反映されているものが多いと考えられる（なお、録画の中断は原則として行われたいものと理解している。）。

### 3 取調べの撮影方向について

しかしながら、上記申入れの中で、「取調官及び被疑者の双方の姿が同時に録画され、死角がないようにすること」と要望した点に関しては、現在一般的に行われているやり方では、2つの画像はあるものの、取調官の姿が後ろ姿だけになっているという問題がある。

取調べの状況を明らかにするためには、被疑者の正面からの映像だけでは十分ではなく、取調官についても表情等の映像が必要である。被疑者が取調官の表情を気にしながら話をする例は多く、特に知的障がいのある被疑者の場合にはその影響が顕著である。また、被疑者だけを撮影したのでは、見る者が被疑者に対し先入観を持つおそれがあるとの心理学の実験結果が報告されている（例えば、ダニエル・ラシター「取調べの可視化における『映像のあり方』」日本弁護士連合会編集協力、指宿信編『取調べの可視化へ！ - 新たな刑事司法の展開 - 』214頁〔日本評論社、2011年〕参照）。ラシター教授の実験では、専ら被疑者にカメラを向けた画像を見たグループが自白の任意性を最も強く認める傾向にあり、被疑者と取調官の双方を側面から平等に撮影した画像を見たグループは自白が強制的になされたものとする傾向にあり、取調官にカメラを向けた画像を見たグループが最も強制的だと評価した。このような点も考慮されなければならない。

現在の録画機器をもとに考えれば、カメラの1台について、取調官を正面から「引き」で撮影するものとするのが考えられる。また、被疑者と取調官を横から撮影することも考えられる。

この点については、取調べの可視化を法制化するにあたって、心理学的な知見を踏まえ、様々な試行が行われるべきである。

よって、意見の趣旨のとおり求める。